平成２１年（フ）第４２０号
山口県下関市秋根新町７番４―412号　公団住宅
破産者　樋口　　實
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２０年（フ）第８８４号
福岡県糸島市前原西１丁目７番31―306号
破産者　松尾多佳子
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３５号
福岡県筑紫郡那珂川町王塚台３丁目38番地１
破産者　佐竹　千秋（旧姓有吉）
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第４２４０号
札幌市豊平区平岸３条７丁目６番22―208号
破産者　山田　勝幸
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第３７０号
秋田県仙北市角館町白岩寺後41番地２、前住所秋田市楢山南中町６番41号
破産者　今野健吉郎
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９２号
秋田市新屋割山町７番２号
破産者　齊藤　繁機
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０４号
福島市豊田町３番13号
破産者　佐藤　守朗
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３４１号
福島市小田字遅沢入３番地の42
破産者　岩崎　康彦
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２７２号
神奈川県鎌倉市岩瀬599番地７
破産者　小沼恵美子（旧姓松岡）
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２７号
石川県金沢市法光寺町10番地９
破産者　尾井　純征
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７１号
富山市長附636番地１
破産者　石田　竜也
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第３２４号
愛知県岡崎市滝町字山籠142番地
破産者　谷川　一男
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２０年（フ）第６００号
愛知県高浜市稗田町１丁目７番地14、開始決定時の住所愛知県高浜市青木町６丁目１番地10
破産者　杉浦組こと　杉浦　　昇
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１号
和歌山県日高郡日高町大字荊木52番地の１
破産者　濵口佐保子
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２０年（フ）第９４１号
愛媛県伊予市下吾川1805番地８
破産者　木内　英人
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５４９号
宮崎市大字熊野1553番地１
破産者　手束　紘一
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５５６号
宮崎市高岡町内山3699番地２
破産者　益田　照美
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６４４号
宮崎市恒久２丁目１番地３　シャンテ恒久601号
破産者　竹内　大樹
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６号
宮崎市青葉町11番12　メゾンドール青葉101号
破産者　内倉　優一
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係